

6月5日は「環境の日」です

産業環境課 内線278

環境の日は、1972年6月5日からストックホルムで開催された「国連人間環境会議」を記念して定められました。国連では、日本の提案を受けて6月5日を「世界環境デー」と定めており、日本では「環境基本法」により「環境の日」が定められています。

「環境基本法」は、事業者及び国民の間に広く環境の保全についての関心と理解を深めるとともに、積極的に環境の保全に関する活動を行う意欲を高めるという「環境の日」の趣旨を明らかにし、国、地方公共団体等において、この趣旨にふさわしい各種の行事等を実施することとしています。

扶桑町でも「環境基本法」に基づき「扶桑町環境基本計画」（平成22年）を策定しました。

身近でできる環境対策（生ごみ削減）

生ごみを削減することは焼却に使うエネルギーを減らし、二酸化炭素削減にもつながります。

- ① 生ごみの水切りをする。
- ② 紙・布ごみを分別収集や紙回収、資源回収に出す。
- ③ プラスチックごみを分別収集に出す。
- ④ 剪定枝は生ごみに入れない。（処分方法は年間行事予定表の4ページをご覧ください。）

環境に対する様々な取組について、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

ブロック塀等撤去費補助金について

都市整備課 内線284

▼対象となる方 ブロック塀等を所有する個人又は法人
▼補助対象となる塀等 次の①から③の全てに該当するもの
①道路又は公共施設の敷地に面するもの
②コンクリートブロック、レンガ、大谷石等の組積造の塀（門柱を含む。）

③道路からの高さが1mを超えるもの

▼補助対象となる工事 補助対象となる塀を原則全て撤去すること。（既設ブロック塀等の基礎部分を残した工事を含む。）

▼補助金の額 次の①と②を比較し、少ない方の額の2/3、上限20万円（※）

①対象となるブロック塀等の撤去に要した経費

②対象となるブロック塀等を撤去した延長（m）×1万円
※ただし、令和3年4月1日からは、1/2、上限10万円になります。

人権擁護委員制度をご存じですか

住民課 内線249

6月1日は、人権擁護委員の日です。

人権擁護委員は、人格、識見高く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある方を、本町の議会の意見を聞いて町長が推薦し、法務大臣が委嘱します。この人権擁護委員は、国民の基本的人権が侵されることのないように監視し、もしこれが侵された場合には、その救済のために速やかに適切な処理をすることが使命とされています。

扶桑町の人権擁護委員（敬称略）

林 隆生 千田 純子 市川 峰子 梅村 ちゆき

▼相談日 6月5日（金） ▼時間 午後1時30分～4時

高齢者の相談窓口 扶桑町地域包括支援センターのコラム



扶桑町には1,700人を越える一人暮らしの高齢者の方が生活されています。一人暮らしを安心して続けるためには周囲の方に、「あれっ？」と、異変に気づいてもらう事も必要です。

たとえば・・・

- 近所の方に、「いつもと違うなあ」と気づいてもらえる様な日課（雨戸の開閉や洗濯物を外に干すなど）を作る。
- 地域の集まりに参加する。
- 連絡を取り合う相手がいる。
- 新聞や郵便物がたまらないようにしておく。（たまっている場合、異変を察知してもらえる）

ぜひ家族や近所の方などと安心して一人暮らしを続けていける工夫を考えてはいかがでしょう。



問い合わせ

高齢者の相談窓口
扶桑町地域包括支援センター
(扶桑町総合福祉センター1F)
☎ (91) 1171
月～金曜日（祝日を除く）
午前8時30分～午後5時15分